

新型コロナウイルス感染症発生時の対応

【発生期】

発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く。
→ 自宅静養・授業欠席の連絡・外出自粛
① 毎日検温、② 「健康観察票」 記入、③ 経過観察

以下に該当する場合、保健所へ連絡。
① i 息苦しさ（呼吸困難）
ii 強いだるさ（倦怠感）
iii 高熱等の症状がある。
② 重症化しやすい方（※1）に該当する。
③ ①②以外で4日以上発熱や咳等比較的軽い風邪症状が続くか、自身が「強い症状」だと思う。
（解熱剤を飲み続けている場合も同様）

以下の状態になってから登校を開始する。
* 風邪薬・解熱剤を飲んでいない状態で、解熱し症状が消失した日を0日目として、3日目が経過

① 特定日から14日間自宅待機・登校禁止
② 「健康観察票」 記録

保健所（医療機関）から特定
① 感染疑い・感染者（PCR陽性・検査予定含）
② 濃厚接触者（自宅待機・PCR検査予定含）

保健管理室へ報告

※重症化しやすい方：
糖尿病、呼吸器疾患等基礎疾患がある、妊娠中、透析中、免疫抑制剤や抗がん剤等内服中の方

※濃厚接触者：感染者の感染可能期間に手で触れることのない距離（目安1m）で必要な感染予防策無で感染者と15分以上の接触した、感染者と同居等

※感染者の感染可能期間：
発症2日前から隔離開始までの間

大学
対
応

保健管理室

① 保健所の指示等の聞き取り
i 感染者、濃厚接触者特定の経緯
ii 行動履歴の確認（授業や課外活動含む）
* 感染者の接触者の確認（正課・正課外の範囲）
② 学医へ報告・相談、保健所との連携
③ 関係部署へ報告（対策本部・総務課・学生課等）

教務課

① 感染者の出席授業（発症2日前～隔離迄）の科目担当教員・履修者リストの作成

対策本部（総務課）

① 担当教員・関係職員への連絡・対応（総務課「新型コロナ感染症対応フロー」に準ずる）
② 教室等の消毒及び感染防止対策の徹底
③ 感染状況の確認・公表
④ 全学的措置（休講・休校等）の決定・公表

経過観察・情報共有

【回復期】

① 感染者 ② 濃厚接触者
保健所（医療機関）による自宅療養指示の解除

保健管理室へ報告

保健管理室

① 保健所の指示・症状消失の確認
② 健康観察票受領後、登校許可（学生部長）

対策本部（総務課）

① 感染拡大の有無の判断
② 全学的措置（授業再開等）の決定・公表
③ 担当教員・関係職員への連絡・対応
④ 感染防止対策の徹底・注意喚起

大学
対
応